

民報続刊をめぐる二、三の問題

永 井 算 巳

目 次

はじめに

- 一 続刊民報の発行地址
 - 二 偽民報問題と同盟会の内紛
 - 三 劉光漢何震あて章炳麟書簡
- おわりに

はじめに

明治四十一年十月十九日一九〇八年戊申・光緒三十四年九月二十五日新聞紙条例第三十三条違反のかどで告発され、同年十二月十二日一九〇九年十月二十五日東京地方裁判所から民報の発行禁止と発行人兼編輯人たる章炳麟に罰金百十五円という判決がくだされた「民報封禁事件」¹⁾以後における民報の続刊をめぐる中国革命同盟会の動静については、周知の通り、馮自由²⁾が

民報停刊後二年、胡漢民汪精衛等於己酉年一九〇九年十二月、以法国巴黎漢侶街四号総發行所名義、繼續出版、実則仍在日本秘密印刷、僅出兩期至第二十六期而止「記中国同盟会」と伝え、曼華³⁾もまた

一九零九年、汪季新由南洋群島至日本、復於一九一零年一月一日、秘密刊行民報第二十五期、標称法国巴黎漢侶街四号出版、実則仍在日本印刷、至第二十六期則截止矣「同盟会時代」民報始末記と語っている。

これらの叙述を民報第二十五、二十六号の奥附⁴⁾に

中華開国紀元四千六百〇七年、西曆一千九百十年陽曆二月一日發行、総編輯人 汪精衛、
総發行所 法国巴黎漢侶街四号、4 Rue Broca paris

とあるのに併考すれば、続刊民報第三十五号は一九一〇年二月一日西曆一千九百一十三年二月二十二日汪精衛、胡漢民らの手によって4 Rue Broca Paris を名義上の総發行所として、実は日本に於て秘密出版されたということになる。4 Rue Broca Paris とは清末中国のアナキズムジャーナル「新世紀」⁵⁾報社の所在地である。

ところで、民報の続刊をめぐる経緯については曾て拙稿「汪兆銘の庚戌事件とその政治背景」⁶⁾のうちで既に一応の考察を加えたので、本稿に於てはその後蒐集し得た新資料によりつつ前稿と重複しない範囲或いは前稿で論及できなかった事実にしぼって論考することとしたい。

一 続刊民報の発行地址

続刊民報は庚戌事件即ち攝政王載灃暗殺未遂事件との関連でみれば汪兆銘の遺書的性格の

濃厚なものであるが、統刊の経緯について「本報謹白」^{第二十号}は

本報自去歲十一月，為日本政府停止發行，當時本社同人，即集議統刊方法，社長章君炳麟當衆辭職，并謂此後不再與聞民報之事，於是關於民報之統刊，困難之點有三，一曰發行所定於何地，二曰統刊之經費如何籌集，三曰編輯之任付之何人，為此三難，統刊之舉，至於遲之又久，迨今夏巴黎新世紀報社諸君，因民報之復興，願兼任印刷發行之事，又得香港某君資助統刊經費，惟編輯之任，仍難其人，同人遂共舉汪君精衛擔任

と可成り具体的にその間の消息を伝えている。つまり、汪精衛が編輯人となったのは章炳麟の民報統刊関与拒否の結果であり、出版経費は香港某君の資助により、印刷発行はバリー新世紀社の自発的な申出によったというのである。

ところで、既にみた如く、馮自由、曼華によれば、統刊民報は法国巴黎漢侶街四号即ち新世紀社を名義上の総発行所とはしたものの、実は日本で秘密出版されたと指摘されている。とりわけ、馮自由は光緒三十二年^{一九〇六年}以来、香港「中国日報」⁹⁾社長であり、民報封禁事件の際、それを革命派に対する重大な打撃として憂慮し利点の多い日本での発行継続を切望していた人物¹⁰⁾であり、民報統刊の資金援助者たる「香港某君」と比定しうる人物でもあるから、必らずや民報統刊の経緯を知悉していたに違いない。従って、馮自由、曼華のいう所はともに傾聴に値すると考えられるが遺憾ながら確証はない。そこで、本稿では「本報謹白」にいう印刷発行所はバリー新世紀社である云云が事実と相異なることを立証してその消極的な傍証としたい。

民報の統刊に関しては、新世紀^{第一四号}_{新世紀九年十月十六日}所載の「本社廣告」に

又啓者，支那第一雜誌民報，去冬為胡政府要求日政府所干涉，暫時停刊，久欲擇善地統印，現已從第二十五号起，次第秘密出版，將以本社為主要之發行所，正在印刷中之數期，其文皆由我國大撰述家所論述，其價值久著海內，無煩總告，惟蓄之既久，而積理愈富，故近刊之諸作，皆足為新中国文學史革命史上大放光彩也（此非指國粹而言，文章隨時進化，同為天演界中之一端，豈有專求于昔人之古訓詞格，可盡文章之能事者，故好古之陋儒，拘墟于經典而為之，無異侈言商周之明堂太堂，用以研究新世界之建築術也，縱篤旧之士，各國皆有希蠟羅馬之模柱用飾外觀，然此特附属于繩墨外耳，非如東方泥古之徒，步禹步，趨顏趨，委動作于高曾，直忘己之為進化之幼虫也）一俟發行有日，即當統告

とあり、新世紀社を主要発行所として第二十五号から順次秘密出版する旨を廣告しており、中国日報も「民報廿五号出版」¹⁰⁾の見出しで新世紀と同一の廣告記事を掲載し、且つ

民報廿五号現已出版，其總發行所移于法京巴黎，著述者為精衛漢民民意懸解塾伸揆郎諸君，昔日之民報不過為空論之鼓吹，今則更成為實事的經驗論，更非以前之民報可同年而語也，其價值之高尚已經巴黎新世紀報發揚之，可不贊言，茲錄新世紀之廣告如此

との解説すら施している。ところが、この中国日報の社長たる馮自由が、後年に於て

以法国巴黎漢侶街四号總發行所名義，繼續出版，實則仍在日本秘密印刷「記中國同盟會」

と語っているのであるから、その言明は千鈞の重みありとすべきであろう。

のみならず、新世紀^{第一六号}_{新世紀九年十二月十八日}の「本報廣告」には

民報第二十五号已竟告成，由汪君精衛一手所編輯，漢民民意諸君皆有述作，章太炎氏因未經参与，忽發簡牘之牢騷，妄肆詆誣，罵為偽民報，東方党人皆不直章君之所為，群起攻斥，因此一段故事，統刊之民報，一時愈為党界所歡迎，同人已接得樣本並奇三百冊在途，倘諸公欲先睹為快者，請寄所在地之郵票一仏郎或十本土來，書到即照尊址寄上，特此奉命

とあり、在日の汪精衛の編集した民報第二十五号の見本が印刷兼発行所である管の新世紀社にどこからか送付され、且つ目下三百冊が郵送途上にあることを報じている。

とすれば、事態は最早や多言を要せずして明白ではあるまいか。敢えて臆測すれば、「主要之発行所」乃至は「総発行所」なる表現のうちに或は已にそうした含みを潜ませていたのかも知れない。

二 偽民報問題と同盟会の内紛

次ぎにとりあげたいのは、前掲の新世紀第一の「本報広告」にいう章炳麟の「偽民報」問題とそれに伴う中国革命同盟会の内紛についてであるが、同広告は更につづけて

民報続刊、汪精衛君作総編輯、而章太炎君不悅、此如一旦新民叢報続刊、梁卓如君作総編輯、而蔣觀雲君又不悅、實為新奇之競争、且章君彼文登諸日華新報者¹¹⁾、有無端離間黃鯤午君語、以私恨壞公益、直已病狂、黃君已明白斥其造孽、此種離奇之歴史、俟得詳細情形、別加詳論、本報謹啓

と述べ、新民叢報の続刊をめぐる梁啓超と蔣觀雲の対立¹²⁾の場合になぞらえつつ章炳麟の言動に冷評を加え後日の詳論を約束している。民報の続刊をめぐる所謂偽民報問題と中国革命同盟会の内紛は既に拙稿「汪兆銘の庚戌事件とその政治背景」で一応考察した通り、要するに章炳麟、陶成章らの光復会系と孫文、黃興ら同盟会主流派及び吳敬恆ら新世紀社グループとの対立がもつれ合っただけで表面化したものと概括され、章炳麟側からすれば

煥卿自南洋歸、余方講學、煥卿亦言・『逸仙難与凶事、吾輩主張光復、本在江上、事亦在同盟会先、曷分設光復会』余諾之、同盟会人亦有附者「太炎先生自定年譜¹³⁾一九〇九年」

という光復会再建にかかわる一連の動きなのであるが、本稿ではその後披見し得た新世紀所収の関係資料を紹介して、当時の内紛様相をさぐる補足としたい。

新世紀所収の内紛関係記事のうち、とくに我々の注目をひくものに「勸勸(革命党一分子君來稿)」の「勸革命党二」^{第一五号}新世紀九年十一月十三日と「党人(燃)」^{第一七号}新世紀十年一月二十二日の二つがある。まず「勸革命党二」であるが、これは革命党一分子君なるものが「東京同盟会布告孫文君罪状書」をよんで再批判を加えたもので、文末に

本報按布告罪状書、亦有人寄書來、謂出于陶成章君之一行人中…惟今次偽託同盟会之一書過于鄙陋、同人可保陶君必不屑為

とあり、これを孫文の「由欧抵美前後致王子匡与留比同志各函」^{一九〇九年}十一月二十三日と「在欧将去美国時致倫敦吳敬恆函」^{一九〇九年}の書簡¹³⁾内容に考量すれば、陶成章が江浙湘楚閩廣蜀七省の南洋同志とともに、孫文「罪状十九事善後弁法五事」を作成して「騙財」問題を中心に孫文弾劾を試み、やがて光復会再建へと踏みきる際の動きにからんでいたことは否定できない。論旨の概略は、冒頭

所言不惟無足為孫文君之罪状、且適顯其為沾染保皇党氣息、鄙背之声口、現面盜背、使見者齒冷而已、僕亦同盟会之一人、東京豈有如此之敗類者、想必為三教謬妄人、託而為之、肆其傾軋、以快其私恨者也

と論断、ついで「其至可鄙笑之詞」を抄録して

我同盟会成立之際、孫文固無一分功庸、而我同志質質焉直推奉之、以為總理、不過聽其大言…以為南洋各埠多有彼之機関、華僑推崇、巨款可集、天大夢想如此而已、即弟等各人先

後南渡之始，亦何嘗不作是妄想…弟等一片公心尽力為之掄揚，承認其為大統領…于是彼之名譽乃驟起，彼又藉我留學生革命黨推戴之名目，民報之鼓吹…而得此高尚之名譽の一節を引用した後

烏乎烏乎，讀此開首數十語，即可見執筆者心地之糊塗，直詆之曰何物「馬鹿」汚我同盟會如是而已

と酷評して，以下詳細な論駁を展開，とりわけ，孫文の二十萬元「騙財」問題に言及して彼之着意在巨款，故為孫君之罪狀者，首列匿藏巨款二十萬，彼固不知孫君旅行之舟資，尚貸借于學界之措大，其母在香港，新發病將死，湊備棺木者，致擾累多人，二十萬之存款，蓋存于彼之肩上好頭顱一顆，那拉當日曾願出此價如此而已

吾請問執筆之人，曾見過銀錢否耶，二十萬之巨款，如何出諸他人之囊中，即藏于無何有鄉之銀行，如此輕便…

保皇黨之煊赫与我革命黨之艱困，其人既往來于南洋，豈未嘗一見…得數十萬之保皇黨，尚稱此能米紋，止揭銀八萬可以轉動，乃困艱之革命黨，止得少數熱心家之助力，擾亂三省邊城者，反能提出二十萬之存款，神力哉…此正不值一笑之誕言也

と痛論してその譎言妄誕をつき，最後に

吾願我革命黨人正其心理，要知革命者為時勢上不得已而應負之天職，必非又為一種噉飯之事業，意中當止有捐去小命，決不可略望巨款，人人能捐小命，即不必巨款而革命軍以集と黨人の革命に対する「天職」的使命感の自覚を要望すると同時に，孫文にむかつては寄語孫文君，君為吾黨一好友，願始終粗衣糲食從事實行，大好頭顱貽之子孫，雖二十萬萬金，不能易此枯骸矣，又「總理」「大統領」等之名詞，君必不居，吾亦願始終代為一筆抹除也，進進進！速為革命之進行！

と「粗衣糲食」一切の權勢虚飾をすてて自重自愛，ただひたすらに「革命の進行」に尽瘁するよう激励して結びとしている。

第二は「党人」であるが，これは陶成章の「七省同盟會員匿名書」と章炳麟の「偽民報檢舉狀」¹⁴⁾にもられた激しい孫文攻撃を正面からうけとめて，彼等の孫文論難に底流する姿勢をざばり抉摘して

皆攻孫文，質言之，無非謂「他們不曾發財，被孫文發了財去」是即學保皇黨之互爭黃白物而已

卑しむべき保皇黨の蠅みに倣うものと輕蔑しつつ，ここでは焦点を「偽民報檢舉狀」への批判にしぼると述べて以下の通り詳論している。

まず，原文の一部を引用して

夫東京本拮据之區，萬數學生僅支衣食，非有余裕足以供給民報也，萍鄉變後，民報已不輸入內地，銷數減半，印刷房飯之費不足自資，而孫文背本忘初，見危不振，去歲之春，公私塗炭，鄙人方臥病數旬，同志遂推為社長，入社則糞壙已絕，人迹不存，猥以綿力薄材持此殘局，朝活文章，暮營懸費，復須酬對外賓，支柱警察，心力告瘁，寢食都忘，屢以函致南洋，欲孫文有所接濟，再差胡漢民或汪精衛一人東渡，郵書五六次，電報三四度，或無復音，或言南洋疲極空無一錢，有時亦以虛語羈縻謂，當扶五六千金來東助，至期則又飾以他語，先後所寄祇銀三百而已…夫孫文懷挾巨資而用之公務者什不及一，民報所求補助無過三四千金，亦竟不為籌畫，其乾沒可知已，及去秋有黎姓者自新加坡來云，民報可在南洋籌款，即印刷股票數百份，屈友人陶煥卿即陶成章帶致孫處，而孫坐視困窮，抑留不發…今精衛復

偽作民報…思欲騰布南洋美洲，藉名捐募

と抄記し、章炳麟所説の要旨を

一則曰見危不振，再則曰有所接濟，三則曰所求補助，終則曰坐視困窮，其情見于詞，亦即「巨款可集，天大夢想」而已，更質而言之，無非視南洋美洲乃産金の窟，孫文者非革命党乃財神菩薩耳

と批判的に概括，ついで，公益報¹⁵⁾に

足下言丁未南行，集貲三四十万，試問某埠得収若干，某人捐助若干，足下又能述其故否とある章炳麟への反論をひいて，章炳麟の孫文非難が果して事実であるならば，その確証つまり第一に「収数」と「捐数」，第二に孫文存款の「銀行」或いは「商号」名を具体的に列挙明示せよと要求，更に康有為の生活態度との比較に於て「終日一の嗜好無く，惟だ華事に関渉するの西書を行李中に収載し，貲尽きれば車費も給せざるに至る」という孫文の革命生活の実態を紹介した後，章炳麟を「調侃」して

革命党之窮東西一轍，不惟足下之有危当振也，果足下確知孫文収数实有三四十万，所用又什不得一者，則陶氏向日所言二十万存于銀行，其説亦当的確，速出賞格，苟有人能得証憑者，不惟二十万之巨款可接濟革命党，即孫文此獠亦当撲殺，再割其頭以得滿政府二十万之賞，豈非革命党之經濟因之大裕乎

と結んでいる。

「党人」の執筆者「燃」とは呉敬恆の筆名¹⁶⁾であるが，呉敬恆が敢えて本篇を執筆するに至ったのは曾て前記の拙稿で論及した如く，外ならぬ孫文の切望をいれたからであり，その間の事情は何よりも孫文の「致呉敬恆請於新世紀評論日華新報破壞党事謬論各函」^{一九〇九年十一月十六日}二通の書翰¹⁷⁾に明らかである。

ともあれ，いう所の日華新報上の論説や偽民報檢舉状の原文そのものを披見できない現在，その主要部分を引用しつつ批判を展開したこれら「勸革命党二」「党人」二篇は民報統刊に伴う中国革命同盟会の内紛様相をさぐるうえに極めて貴重な資料と云えよう。

三 劉光漢何震あて章炳麟書簡

最後に右の「党人」に於ける注目すべき資料に「章炳麟与劉光漢及何震書五封」がある。

これら五通の書簡は孫文の呉敬恆あて書翰にいう

望先生將劉光漢發露太炎同謀通奸之筆跡照片，寄与弟用，以証明太炎之所為，以破其言之效力，因海外革命志士多以太炎為吾党之泰山北斗也，非有实抛以証彼之非，則類於相忌之攻撃，弟不欲為也「一九〇九年十二月十六日 一封書翰」

に相照応する興味ある資料であるが，私見の及ぶ限り，我國の学界では未紹介のものである。五通の書簡とは

- (一) 志劍小妹如見，連接數信，因懶未覆，近想安抵滬上，天寒氣燥，宜多喫熾服椒攪以自衛，所託諸事務望尽力，曼殊師¹⁸⁾前有信來，知其有意東渡，欣慰之至，附一函可轉交則轉交之，上海傳言，兄与申弟皆已入日本籍，此等妄語，不知何人編造，其可怪也，兄麟頓首
何震注云，此信無甚關係，惟視「所託諸事務望尽力」之言，則凡運動張之洞諸事，皆包括其中矣
- (二) 志劍小妹如見，接信後，已發一函，託購醫書各種，聞妹將赴金陵，想近日已在塗也，惟

自接信至今已一禮拜，而匯款仍未寄到，家兄既已言明，想亦不致欺誑，但恐由中外日報館轉匯，或有支離膠葛之處，妹回滬時，幸細為調查清楚，若仍在中外日報館，不如親自齎來為安，劉卞二處消息何如，幸告此頌近祉，兄麟頓首，十一月二十五日

何注云，劉卞二處，劉即□□□之姊，係章下獄後，劉允月貽二十金，至今未交者也，卞即前長崎領事卞粹昌，張之洞之女婿，彼于去歲八月致函張之洞，誓言決不革命，決不與聞政治，且言中國革命決難成功，若贈以巨金則彼往印度為僧，書與申叔所見，始知彼與官場有往來，久我返國，彼知吾兄何蒼生與前長崎領事卞粹昌親善，彼為張婿，故屬我往長崎訪之，使再致書于之洞

- (三) 四六君鑒，二十九日接得手示，知四弟在船甚苦，黃海風浪素自平靜，今忽狂暴亦應數中所言也（黃楊厄閔苦處劉）東坡已婚長崎，亦知二君意中恐其妄行泄事耳，亦未直告，講習會開時，大杉來會，講「巴古寧」（此三字原文用日本假名）聯邦主義甚有理，致四弟既不往寧在滬交涉亦善，前書言恐有枝節，愚意可密致楊仁山書令其轉閱，得則為高陽酒徒，不得亦市南宜僚，不泄人言以求媚也，發憤揚靈，最宜深戒，此行亦由一禍，四六二君無可說也，勉為其難，吾所屈望，家款尚未匯到，則由誤交錢莊之故，此間本月開銷尚足勿念，手此即問近好，毛一頓首

十二月三十日

何注云，四君四弟均劉申叔也，文君即何震也，毛一章自稱也，東坡者何震英文師蘇曼殊也，劉申叔至滬時，恐章報告清政府加以暗害（記者注，小人之交如是如是）遂偽致書于彼，言已在滬為彼運動，故章書有「在滬交涉亦善」語，又恐彼以必成相要，故以恐有枝葉告之，楊仁山者池州楊文會也，以通仙學聞，南京官場多敬之，故彼欲囑何致書于彼，請其向江督為彼乞恩，由愚意至深戒均言此事，又觀「此行亦由一禍」以下數語，則彼以運動官場事，諒諒相託，不煩言而解矣

- (四) 四六弟如見，接信具悉一切，家款近已匯到，家中亦皆安堵，六弟為我尽力，切至周詳感甚，黃葉亦無他語，惟已明知四弟到滬，在外喧傳，黃更知兄欲出家，前數日有周尊者，自上海來信云，聞黃抱香語，公欲出家，則此事已稍漏泄矣，運動之事，想二子無不周知，□□□□□由滬來東，乃欲為新世紀設發行所，別無他故，此報語多模糊，蓋留學歐洲者不知中國情形，輒以歐美相擬，亦猶留學日本者不知中國情形，輒以日本相擬耳，凡議論不在高深，祇求剴切，高而不切，言無政府，與言十六字心伝無異，兄已詳告周君，并望四弟轉語竺公也，手此即頌近祉，兄毛一頓首

何注云，彼接何震信，不知已受何欺，轉感其尽力，黃者湖北人黃抱香也，葉為黃友，浙江人忘其名，黃見章不做民報，將疑彼無心革命，在東京對人宣言，故彼畏之甚，疑其盡知彼事，又葉為鄰人，知申叔返滬，故信中言運動之事，想二子無不周知也

- (五) 領事按月支款之說，萬難允從，一若按年分攤，則一歲不過千余元或值數百，必不敷用，二若攤年過久，章甫去江甯後，事即中寢，三領事為政府所派，非兩江私派，若果遷延抵賴亦無如何，以留學官費証之可見，要之，不以意氣相期，尽力磋磨亦無益也，弟若轉閱當要以先付三分之二，不則二分取一，如或未能當面回復，此則當令六弟任之，手此敬問起居，不具 兄毛一白 陽三十日

何注云，此信最有關係，何接彼第四信，復致書于彼，故為疑問之詞，謂將付領巨款，抑至印後按月支款，請示明，以使開交涉，彼乃以此函相答，反對按月支款之說，章甫者端方也

以上の通りであるが、吳敬恆はこれら五通の書簡を

章炳麟之得金，出壳革命，固有數可稽而有憑可証者

としてかかげ、更に(一)以外の各書簡に「記者附按」とそれぞれに論評を加えているが、そのうち内容的に重要とみられるのは、(二)(三)(四)の論評と最後の総括的論評とであろう。

次ぎにそれを摘記しよう。

(一)の論評

倘章炳麟而必欲得張之洞之錢，直以保存國粹之交情，刻函于民報之上，求其資助，告之曰，吾已舍身革命，兼保國粹，雙方並進，謀生無暇，子必助我，如其不応，白刃相見，如此，得与不得，一聽張氏，即今願做和尚不談革命亦不得也，革命党而誓人曰，吾決不再言革命，此實自具改過切結之別名耳…然此乃出于何震之口，我等亦不願憑信，惟章氏爭民報之社長不遺余力者也，以今攻偽民報而知之，而彼時乃忽辭民報編輯之任，即在作此五書之時，且為僧之說，諱莫如深，屢稱汪公權等之造謠，中興報与華英日報等¹⁹⁾，皆曾為之弁白，及証据傲然在五書之中，始知無可抵賴，乃作書于申報館²⁰⁾，以日僧月照亦談革命等，支吾其詞…

今請見怒于足下曰「足下止欲得錢娛老，其人品固在劉光漢上，惟得官之錢而必報稱，此非今日之新法，可憐足下之畢竟為文人」

(二)の論評

三人交好于蘇曼殊，即恐蘇之泄事，劉何又恐章之報告，人道等于馬牛，真可浩嘆，發憤揚靈，對官則囑深戒，對於党人則攻訐之書再接再厲，何其怯于見官，而勇于待友，所謂「此行亦由一禍」實言之，即曰「終戴戴不起，老弟老妹皆為我忙」，平日之傲骨全化為豆腐，哀哉吃飯之難

(三)の論評

此即太炎先生得金之清單，玩攤年過久一語，即可推其總數，大約萬金，萬金出壳一革命，至為便宜，惟照滿政府懸賞之成例，當不過曰，如有人捉獲章炳麟者，賞洋一千元，至矣矣矣，現在具一改過切結，索價一萬，未免太昂，故成交頗不易也

総括的論評

然此係浮話，姑不深論，決決不能不根問者，當劉何發表此五封書信之前，太炎先生固親代彼等開無政府党之社会講習會，彼時劉光漢与何震非尋常，疑似間之革命党也，在天義報上大名大書特書，以書函与端方通問，固猶可曰此用強硬手段也，今第三書則曰「四孫既不往甯」是本欲往甯也，第五書則曰「如或未能当面回復，此則當令六弟任之」，何以以當時劉光漢与何震之焯赫革命無政府党，可以直往江甯，面見端方，此真不可思議之怪事…

乃端方獨厚于劉何，任使大開無政府党之講習會，暢發天義報之革命原理，從而且令統刊衡報，今日天日已見，方知彼固實為秘密之偵探…太炎先生一面丐其見官，一面代其開會，雖生出一千張嘴，做上一萬篇秦漢唐宋之文章，恐亦不能于此齷齪垢穢之中尋出一點光明，故中国日報云「掘最近布告，言章与直督幕員劉光漢和好如初，且受端方委任，担任解散革党，及充常駐東京之偵探員」，彼未刻有証憑，姑存其說以待信，然常常曲者豈能復信其直，當時之太炎先生能作此等不可見人之書，安見与劉何復好之不確…雖然，記者固不敢直以畜生待人類，斷言其必然，特種種之形迹何其似耶，此所以不能不根問諸本人者也

以上が、孫文の所謂「章は則ち民報社を以て中国となし、民報の編輯を以て彼一人万世一系の帝統となす。故に供応遇からざれば則ち莫大の罪となす。民報の復刊するや彼を以て編輯

となさざれば則ち偽民報となす」²¹⁾ 章炳麟の「発狂攻撃」に対する切望にこたえ、吳敬恆によって公開された年月日の必らずしも明らかでない劉光漢何震あて章炳麟書簡であるが、それがいかなる経過で吳敬恆の手に入ったかはさだかでない。但し、曼華「同盟会時代民報始末記」所収「民報社之毒茶案²²⁾及変節党员」に

申叔抵滬時、且遣碧黄鹿午林広鹿湯公介等、詆章枚叔曾致函端午橋、由劉妻何振轉交、要挾巨款二万、即舍革命而不言、往印度為僧以終其身云、内並附章氏關於此事之手書真蹟照片、鹿午等一笑置之

とあるのに考量すれば、さほど推察に難くはない。恐らくは同一時点に同様の手口で措置されたものであろう。

更にこれら書簡の書かれた時期についてであるが、日付けのはっきりしているのは、(一)の十一月二十五日、(二)の十二月三十日と(四)の陽三十日の三通であり、然かも五通とも何年のものかは明らかでない。

但し、まず確実と考えられるのは、五通とも劉光漢の到滬変節以前つまり一九〇八年^{光緒三十四年} 閏十月乃至十一月以前のものであろうという点である。次ぎは書簡内容からのがかりであるが、①、(二)の書簡が社会主義講習会 とくに大杉栄のバクーニンの 聯邦主義に 関する講演²³⁾に言及している処から判断すれば、日付けに新旧暦の疑点を残すとは云え、明治四十年十二月二十二日以後のものであることはほぼ誤りないであろう。②、(一)と(二)の書簡にでてくる蘇曼殊の動静であるが、「曼殊大師伝」²⁴⁾によれば、蘇曼殊が劉師培何震夫妻に同行して来日し、始めて章炳麟に面識するを得て民報社に同居するに至ったのは一九〇七年二月十三日^{光緒三十三年} 閏十月の事である。とすれば、(一)の書簡に「曼殊師前有信来、知其有意東渡、欣慰之至」とあるのは、それが曼殊の東渡直前のものであることを示唆している。また、(二)の書簡に「東坡已焯長崎」とある処を曼殊「答劉三書」²⁵⁾ ^{光緒三十三年} 閏十一月に「今旅次長崎…昨日為陽曆元旦」とあるのに併考すれば、(二)の書簡が一九〇七年陽曆十二月三十日づけとみて大過あるまい。従って、(一)の書簡にいう十一月二十五日も陽曆であろうし、同年のものとみて誤りない²⁶⁾と思う。要するに、(一)の書簡から(二)の書簡までは大体に於て一九〇七年^{光緒三十三年}に書かれたものと判断される。

残る(四)と(五)の書簡は恰好のがかりが得られないのであるが、敢えて云えば、「曼殊大師伝」一九〇八年^{光緒三十四年}の条に

四月移寓友家一因章炳麟与劉師培交惡、劉夫婦遷怒于曼殊、故徒避之…九月^{陰曆}返国至滬…十月七日^{光緒}至南京…後即往來於南京上海間、適劉師培何震夫婦歸国至滬、仍宿前嫌、同游譙「曼殊大師全集」所収

とあり、これを曼殊「致劉三書」²⁷⁾ ^{光緒三十五年} 九月上滬が「申公忙甚、不易抽身回国」といい、(四)の書簡に「惟已明知四弟到滬在外喧伝」とあり、且つ同書簡の何震の注に「黄見章不做民報」とあるのに考量すれば、(四)と(五)の書簡はともに一九〇八年十月乃至十一月頃のものでもあろうか。

ともあれ、これら五通の書簡を信憑する限り、章炳麟は劉何夫妻を通じて一度は張之洞に、ついでは端方に対し、革命運動を断念して印度に赴き仏僧となることを代償として、彼等に金銭を哀乞し、然かも結局、劉光漢何震夫妻に翻弄され終ったことになる。

章炳麟が印度に赴き仏僧たらんとする意向をもっていたというのは、所謂蘇報案による投獄以来の章炳麟の仏典に対する並々ならぬ傾倒と造詣の深さ²⁸⁾が或いはその傍証とも考えられ

るが、然しそれが直ちに革命志向の断念に結びつくか否かは甚だ疑問であり、げんに民報封禁事件の際、平山周が「断然民報社ヲ解散センメ仏教研究ノ名義ノ下ニ印度ニ渡航センメ」るべく渡航費一千円の捻出運動を試みたとの風説²⁹⁾が伝えられた時、宮崎滔天が「章ハ仏教研究ニハ趣味ヲ有シ居ルモ印度ニ渡航スルカ如キハ彼レノ把持スル革命主義鼓吹上ニ妙ナカラザル不便ヲ与フルヲ以テ平山ノ計画ニ賛同スルカ如キコト万ナカルヘシ」³⁰⁾と予見した通り、十一月十四日づけ書簡³¹⁾で、憤然として

外務省大臣鑒、今日有警視庁吏員至支那人黃興処、言『有日本人名平山周、借支那人某氏往外務省、言章炳麟欲赴印度、従外務省要求旅費千円、此事果出章氏之意否』、黄興前來問訊、聞之駭怪、今日藉端欺詐者甚多、平山周与僕素識面、遂以誣罔之言、謬相啓告、殊為詐偽、以後如再至貴外務省陳述、望力為拒絕、毋令宵人乘機簧鼓、幸甚幸甚 章炳麟 白

と小村外務大臣に書送り「宵人の簧鼓」と峻拒している。

但し、「曼殊大師全集」所収の劉三あて蘇曼殊書簡二通³²⁾には

今後決意与太炎先生同謁梵土、但行期現尚不能定、申叔亦未定回国之期「曼殊大師全集」民元前
至癸卯三月二十六日とか

前太炎有信来、命曼随行、南入印度、現路費未定、未能予定行期「曼殊大師全集」民元前
至癸卯三月二十六日とかあり、一九〇七年六月から十月の時点に於て章炳麟が蘇曼殊をインドに同行する意向を洩らしたことを伝えている。当時の蘇曼殊が民報、天義報に関与しつつも曾ての激しい革命志向を放棄して「衲 元瑛」と自称しインドに赴き仏学を研鑽すべく異常な情熱を抱いていたことは否定できない事実³³⁾であり、章炳麟自身に於ても「民報に相續いで掲載された章炳麟の諸論文には排滿主義を鼓吹すると共に従来とは異なる別個の傾向がまた強く現われている。虚無思想がこれであって排滿と虚無の二つの主張が相交錯して誌上を彩る」³⁴⁾という傾向がみられるとは小野川博士の指摘する処ではあるが、然し、だからと云って、それが直ちに章炳麟書簡の語る事実にとストレイトの形で結びつくものか否か疑念なきを得ない。前節所引の「偽民報檢舉状」からも推知される通り、「民報を以て中国となす」章炳麟が民報経営の資金ぐりに苦勞したことは成程事実であろうし、加えて蘇曼殊印度行³⁵⁾の費用捻出、さらに民報封禁事件の与えた深刻な挫折感等、革命人章炳麟の複雑な心境も想察はできるものの、私はやはり、曼華のいう「塵午等一笑置之」の意味するところを重視しておきたい。

かくて、五通の章炳麟書簡から伺える事態の真相は、結局「これを本人に根問せざる能わざる」問題であり、いまの私には真実を確認するに足る資料がない。

最後に、これら五通の書簡で、むしろ我々の看過し得ない点は、げんに吳敬恆も「秘密之偵探」と鋭く指弾している如く、社会主義講習会を主催し、天義報衡報を発刊してアナキズムを宣伝、排孫を呼号して張継、章炳麟、北一輝、和田三郎らとくみ中国革命同盟会の改組のつとめを策して失敗した劉光漢³⁶⁾が、当時早くも江督端方とひそかな通情関係にあったらしいという事実である。

何故ならば、若し然りとすれば、この劉光漢の一連の動きは端方ひいて清朝当局の在日革命派彈圧の一環としての中国革命同盟会の内部分裂工作であったとみなしうるからであり、とすれば、それは馮自由の所謂「劉光漢交節始末」³⁷⁾に極めて由々しい一齣を加えることになるからである。

おわりに

以上、私は本稿を三節にわけ、民報の続刊とそれに伴う孫文と章炳麟の対立を軸とした中国革命同盟会の内紛様相の一斑について、前稿「汪兆銘の庚戌事件とその政治背景」に於て、資料上の制約で論及できなかつた二、三の問題点をとりあげ、これに一応の考察を加えた。従つて本稿は前記拙稿の補足であり、云うなればその後私が台湾で蒐集し得た巴黎新世紀等若干の新資料の紹介とよぶのがふさわしい。生の資料を取つて多数引用列举した所以である。(昭和四十八年七月三十日稿了)

註 解

- 1) 東洋学報^{第五十五卷}_{第三号}所載。
- 2) 革命文獻 第二輯「中国同盟会史料」所収。
- 3) 中国近代史^{辛亥革命}資料叢刊^①「民報」所収。
- 4) 科学出版社影印合訂本「民報四」所収。
- 5) 中国初期社会主義文獻集^②「新世紀」参照。但し本稿で使用紹介したのは^冊巴黎新世紀^{上海}「世界」出版協社^{上海世界工廠}四冊で新世紀七年六月廿二日より同十年五月廿一日まで百二十一号の完本である。
- 6) 僑州大学文理学部紀要第十一号所載。
- 7) 拙稿「汪兆銘の庚戌事件とその政治背景」参照。
- 8) 革命逸史^{初集}「自序」「陳少白時代之中国日報」及び「中華民國開國前革命史^{第二十二章香港中国}」併参照。
- 9) 外務省記録「民報関係雑纂」所収「機密第四八号<日本ニ於テ清国革命党機関雑誌発行停止ノ結果当地同党間ニ及ホセル感情>^{明治四十一年十一月十八日在香港領事館神戶一報報告}」, 拙稿「民報封禁事件」参照。
- 10) 註9所収「公債第四〇〇号<民報再発行ニ関スル件>^{明治四十二年十二月十一日在香港領事館本代理館神戶一報報告}」の別紙。
- 11) 張静庵「中国近代出版史料^{初編}」所収「清季重要報刊目録報紙」によれば神戸で発刊とある。但し未見。従つて本稿所引の事実はすべて未確認。
- 12) 事実不詳。
- 13) 國父全集^{第五集}「函札」。なお「國父年譜^{民國前三年}」九月十七日^{十月三十日}の項、黄克強先生年譜稿^{民國紀元前四年}所収「胡漢民畫給」, 亦^亦「孫中山先生伝記^{第三卷}」参照。
- 14) 太炎先生自定年譜^{附錄三}「太炎先生著述目録^{卷下}」によれば「原民報社長章炳麟白」と自署してあるという。光復会については^{中村}「華興会と光復会の成立過程」^{奥村}五五の二参照。
- 15) 鄒魯「中国国民党史稿^{第三卷}」所収「海外各地宣傳革命之雜誌日報^{粵語}」の「世界公益報」がそれであろう。但し未見。
- 16) 革命人物誌^{第二集}「呉稚暉」^{RASカラビノ}「中国のアナキズム運動^{第一}」参照。
- 17) 國父全集^{第五集}「函札」所収。
- 18) 曼殊大師全集所収「曼殊大師年譜」によれば光緒十年^{一八八四年}蘇傑生を父、若子を生母、河合仙を義母として横浜山下町三番地に生れ、民国七年^{一九一八年}五月上海に於て病歿。時に三十五才。編者文公直の「序」によれば「惟曼殊之生活雖浪漫、而不染章氏善變之風、与劉師培為莫逆交、而絕裾以避

其汚汚、其皎皎不群、錚錚不屈之精神、洵当世所罕見、而茫茫人海中所不易觀逢者」という。

- 19) 中国国民党史稿^{第三卷}「海外各地宣傳革命之雜誌日報」参照。未見。因みに民報新民滄報の論戦とならんで有名な中興報総匯報の論戦については^{中華民國開國五十年文獻第一卷}「革命之倡導与發展—中国同盟会五一」所収^{第三十七卷}「中興日報与総匯報激弁之総結果」参照。
- 20) 未見。
- 21) 「致吳敬恆請於新世紀評論日華新報破党事謬論各函」^{十二月十四日}。
- 22) 資料紹介のいみで「民報関係雑纂」所収「乙秘第一五二八号<革命党毒殺未遂事件顛末^{十二月十四日報告}>」の全文をかかげておく。

一、事実ハ明治四十一年十一月二十六日 午後三時半込区新小川町二丁目八番地 清国革命党機關雜誌民報ノ發行所即チ民報社下女林スエガ 同社ノ 応接室へ出シタル 土瓶中ニアリタル冷茶ヲ台所へ引下ケノ際飲ミタルニ異臭鼻ヲ 衝キ 渋味ヲ感ジ 腦ヲ 刺撃シ 嘔吐ヲ 催シタルヲ 以テ 附近 衛生 醫師ニ 駈付ケ タレトモ 其不在ノ 爲メ 施術 治療ヲ 受クル 能ハス 其儘 帰社シテ 休養シ 翌朝ニ 及ヒタルニ 身体ニ 多少 異状アリタリト 雖モ 疾病ヲ 起スニ 至ラス 其儘 治療スルヲ 得タリ、 同日ハ 民報ノ 係託 公判日ナリシヲ 以テ 主筆 章炳麟不在中ナリシカ 午前十一時予テ 章炳麟ト 不和ノ 間柄ナル 元革命 黨員汪公権 事本名汪沅 變名徐福ナルモノ 民報社ニ 来リ 事務員 鄧誠 医ト 会談シ 兩回 台所へ 入りタルコトアリ、 故ニ 此際 該土 瓶内へ 藥品ヲ 投入シ之ヲ 知ラスシテ 林スエハ之ヲ 飲ミ 中毒シタルモノナランカトモ 推測スルヲ 得ヘン、 尋テ 同月三十日 午後四時前 同社 事務員 前記 鄧誠 医 事本名湯増壁カ 外出ヨリ 帰社シ 一口 喫スルヤ 異臭鼻ヲ 衝キ 倏忽 舌ヲ 冒シ 腦ヲ 刺撃シテ 嘔吐ヲ 催シ 迷眩スルニ 至リ 直ニ 附近ノ 醫師 蒲生彦也ノ 薬用 手当ヲ 受ケテ 亦 疾病ニ 至ラスシテ 事ナキヲ 得タリ、 此日 章炳麟 外出不在ナリシカ 午前十一時 前後ヨリ 同社ニ 来訪シタルハ 革命 黨員ナリト 自称スル 許偉 張楚傑 及 東京 日日新聞 記者 大野 黨員ニアラサル 張懷奇ニシテ之等ハ 事務員 黃樹 仲 李祖 瓊 呂復 等ト 談話シ 及 清国ニテ 發行スル 新聞紙ヲ 閲シ 其 湯増 壁ノ 未タ 外出ヨリ 帰社セサル 午後三時 前後ニ 於テ 来訪者ハ 立去リタルモノナリ、 故ニ 疑ノ 入業 嫌疑 者ヲ 汪公権トスルヲ 以テ 此日ノ 入業者ハ 密カニ 汪ト 関係アル 前記 来訪者 及 事務員 中ヨリ 求メサルヲ 得サル 情況ニアリ、 又 此日 午前十一時 頃 事務員 呂復カ 出勤スル 際 台所ニ 於テ 見識ナキ 一人ノ 男カ 下 女ニ 所用アル カキ 態度ニテ 台所 板間ニ 膝行スルヲ 認メ之ヲ 怪ムモノノ 如シト 雖モ 道ハ 牛込 署ヨリ 差入レアリタル 密行員ニシテ 眞実 怪シムヘキモノニアラス、 依テ 前記 来訪者 及 事務員ヲ 取調ヘタリト 雖モ 許偉 及 張懷奇ヲ 除クノ 外ハ 疑点ヲ 容ルヘキ 余地アルモノ アラサルナリ、 又 廿六日ノ 報告者タル 下女 林スエハ 既ニ 解雇サレ 当日ハ 同社ニアラザリシナリ。

二、 事前ノ 事實トシテ 是ヨリ 先キ 十一月十三日夜 十一時三十分ヨリ 翌十四日 午前三時頃迄ノ 間ニ 於テ 同社 屋內 廊下ノ 側 押入レノ 襖戸ニ 火ヲ 付ケ 少許 燃焦セシメタル 事實アリ、 此 嫌疑者トシテ 革命 黨員 間ニ 清国 公使館ノ 革命 黨員ニ 對スル 間諜ナリト 指目サレ 居ル 黃樹 森 及 孫 清仁 潘 漢ヲ 取調ヘタレトモ 更ラニ 犯跡ヲ 認ムヘキ 材料ナシ。

三、 前記 放火 事件ハ 別トシテ 毒殺 事件ニ 付テハ 当時ハ 状況ニ 依リ 先ツ 汪公権ヲ 主タル 嫌疑者ト 爲ササルヲ 得サルヲ 以テ 之ヲ 物色 捜査中 予テ 汪公権ト 同棲シタル 革命 黨員ニシテ 社会主義者タル 劉光 漢カ 上海ニ 去ルノ 当時ニ 於テ 劉ノ 荷物ト 共ニ 汪ノ 荷物ヲ 淀橋 町字 柏木 三百六十五番地 神谷 別墅 大杉 榮ノ 妻 堀ヤス 方 同居 自称 社会主義者 清国人 馬 尊 事 馬 宗 豫ニ 預ケアリタルヲ 十一月二十八日 汪公権カ 受取ニ 到リ 汪ハ之ヲ 神田 区 駿河 台 東 紅梅 町 二番地 青 溪 別墅 清国人 葉 浩方ヘ 持運シタルヲ 探知シ 葉 及其 家族ヲ 取調ヘタル 結果 汪ハ 十二月一日 夜 汽車ニテ 新橋 發 其 四日 長崎 出帆ノ 汽船 山口丸ニ 搭シ 上海ニ 行クトテ 出発スルニ 至レルヲ 知ルヲ 得タリ、 其 上海ニ 於テハ 望平 街 申報 館内 項 臣 葵方ニ 密寄スヘシ 項ハ 汪ノ 親戚ナリト 云フ。

四、 二十六日 事件ノ 唯一ノ 嫌疑者タル 汪公権 既ニ 在ラス、 故ニ 三十日 事件ノ 犯行者ヲ 見出ササルヘカラス、 然ルニ 初項ニ 示スカ 如ク 許偉 及 張懷奇ノ 外 嫌疑ヲ 容ルヘキ 余地タニアラス、 其 許偉ヲ 疑フ

要点ハ同人ハ自カラ革命党员ナリト云フト雖モ予テ清國公使ノ使命ニ依ル探偵ナリトスル 黄樹森ト同宿シ時々忠義顔ニ革命党员間ヘ黄ノ行動ヲ内通スル等其自己ノ潔白ナルヲ装フハ或ハ彼自身モ探偵ニアラサル乎ニアリ殊ニ三十日ハ民報社ニ来リ居タル等旁々疑念ヲ深カラシムルニアリトノ点ナリ然ルニ許倅ノ性格ハ斯ル秘密ヲ包蔵スル底ノモノニアラスシテ 輕率ナル一書生ニ過キス 又当日ハ事件ノ發生前民報社事務員タル一友人黄樹中ト他ニ會食シタル等ノコトアリテ 眞実事件ニ關係ナキモノト認メラル、張懷奇ノ疑点トスル所ハ同人ハ革命党员ニアラスシテ 屢々民報社ニ出入シ且廿六日以来汪公権ノ為メニ弁護スルヤノ言辭アリ又三十日事件ノ發生前民報社ニ来リ居タル 關係アルヲ以テナリ然ルニ張ハ官費留學生ニシテ革命党员ニハ前示ノ通り疑ハレアリト雖モ 資性純良斯カル企劃ニ加効スヘキ悪徒ニアラス其民報社ニ出入スルハ民報社ニ於テ漢字新聞ヲ閲覽セントスルニアルノミ業ヨリ当初ハ他人ノ紹介ニ依リ之レニ出入シ得ルニ至レルモノタルナリ又曩ニ汪公権ノ為メ無実ナルヲ弁護セル言辭ヲ發セサルニアラサリシモ業ヨリ 無意識ニ發言シタルニ止マリ汪ト共謀又ハ連絡セルノ証跡アルニアラス、故ニ三十日事件ノ 犯行被疑者トシテ 今ヤ些々手掛リタニナキニ至レルナリ。

五、此時ニ際シ 淀橋町字柏木三百六十五番地神谷別墅ニ居住スル 自称社会主義者ノ清國人馬宗豫及同宿セル谷思慎榮福桐並ニ牛込区東五軒町淺野館ニ止宿セル 同國人蒲劍及小石川区関口台町ニ居住スル王孝燾五名ハ革命党ノ 副首領黄興ヲ殺害セントスル 企圖アル旨ヲ探知シ其馬宗豫及其他皆汪公権ト知人及面識アル關係アルヲ以テ二十六日三十日 兩回ノ事件ニ 關係アルニアラスヤト 思料シ各種ノ方面ヨリ仔細ニ之ヲ精査シ尽シタリト雖モ一ツテ 關係ノ形跡ヲ認ムル能ハス、其黄興ヲ殺害セントスル計謀ノ如キ溟トシテ捕捉ニ苦シム 馬宗豫王孝燾蒲劍ニ於テハ 談笑ノ間ニ黄興ヲ殺サン杯言ハサルニアラスト雖モ業ヨリ実行ノ目的ヲ有シタルニアラスト云フニ婦着スルカ如キ事実ナリ。

六、汪公権及馬宗豫王孝燾蒲劍等ハ其何故ニ革命党员ヲ 殺害セントスルヤノ 目的ハ光緒皇帝及西太后ノ崩御ニ依リ清國ノ政変ヲ来タシ新政府ノ 基礎未タ鞏固ナリト云フヲ 得サルヲ以テ此際禍根タルヘキ革命党ノ行動ヲ抑ヘ内地ノ 動揺ヲ来ササラシメントシテ 新政府ハ更ニ 道台及經營ニ内訓シテ革命党员ノ物色ニカメシメ 道台及總督ハ之ヲ 地方ノ新聞ニ報道セシメテ 革命党员ノ 懸賞逮捕ヲ發表シ孫逸仙ヲ三十万円トシ黄興ヲ二十万円トシ 章炳麟其他革命党员ノ 重立者皆等差アリテ少ナクモ一党员ヲ逮捕セハ老万圓以上ヲ給スト 謂フニアリト云ヘハ之ヲ知リタル 汪公権及其他ノ徒其懸賞金ヲ得ントシテ之ヲ狙フニ至レルナリトハ革命党员ノ 揚言スル所ナリ、然リト雖モ我邦内ニ於テ人ヲ殺害スルカ如キ犯罪ヲ為スハ統令彼等ノ 同國人間ニ 行ハルルモノナリトスルモ 犯罪責任ヲ免ルヘカラサルハ見易キ道理ナルヲ以テ 理解力アルモノノ 為ササル所ナルカ 汪公権ノ徒ハ斯カル意思ヲ有シ居タルヤモ亦知ルヘカラサルナリ、何トナレハ汪公権ハ知人間ニモ信用ヲ失シ 身窮乏ニアルノ 事實ナルヲ以テ其手段ヲ択ハスシテ今ヤ 境遇ヲ變ヨリ脱スルノ 途ヲ講セサルヲ得サルニアルヲ以テナリ、然ルニ汪公権ハ既ニ在ラス直ニ之ヲ知ルニ由ナン、但シ汪公権カ事件發生ノ 後倉皇逃レテ否ナ去テ上海ニ行キタルカ彼レヲ疑フ 感念ヲシテ 一層深カラシムルモノナリト 雖モ彼ハ事件ノ 發生カ新聞紙ニ表ハレ嫌疑ハ其一身ニ集マルヲ以テ 只其煩ニ堪ヘストシテ 去リタルモノナルヤモ亦知ルヘカラサルナリ。

七、二十六日事件即チ下女林スエノ 飲ミタル冷茶ノ 残り及其嘔吐物ハ 直チニ放棄シ去リタルヲ以テ 押収スルヲ得サリト 雖モ三十日事件即チ 湯増壁ノ 飲ミタル冷茶ノ 残り及嘔吐物ハ之ヲ押収シ 医科大學ニ於テ分析シタル結果ハ「ニコチン」ヲ含有シ依リテ湯増壁ノ 一時身体ニ異変ヲ来シタルハ「ニコチン」中毒ノ結果ナリト 断定スルヲ得ヘシト 雖モ 林スエノ 飲ミタルハ之ト同種ノモノナリヤ否ヤハ不明ナリ。

八、本件ノ發生以来關係者トシテ 取調ヘラレタルハ 民報社ノ下女林スエニ及事務員湯増壁ヲ始メトシテ 章炳麟宋教仁黄樹仲李祖璣呂復及許倅張楚傑張懷奇外ニ 民報社ノ下女二名馬宗豫谷思慎榮福桐蒲劍王孝燾葉浩沈旭、葉ノ妻静子葉ノ下女タリシ 鶯殿ヌイ等ナリ、事應本件ハ毒殺未遂ノ 現行犯罪ナ

ルヲ以テ仮予審処分トシテ前記ノ通拘束取調ヘラレタリト雖モ一人トシテ犯跡ヲ認ムル能ハサルヲ以テ皆之ヲ釈放セリ、又民報社及呂復ノ居住スル牛込区新小川町八番地下宿屋呂復ノ居室馬宗豫ノ居宅タル淀橋町字柏木三百六十五番地神谷別墅大杉榮ノ妻堀ヤス方予テヨリ汪公権ヲ居住セシメ居タル神田区駿河台東紅梅町二番地葉浩居宅蒲劍ノ居住スル牛込区東五軒町三十七番地浅野館蒲劍ノ居室ノ家宅搜索ヲ為シタリト雖モ事件犯罪ノ事實証跡及証拠物件タル「ニコチン」ノ薬品ヲ発見スルニ至ラザリシナリ。

九、革命党ノ内情ハ其活動資本ナキノミナラス生活資本ニスラ今ヤ窮乏ヲ訴フルノ窮底ニアリ而シテ彼等ノ活動及生活資本ノ一因タル機関雜誌民報ノ係訟中ニアルヲ以テ若シ該記載事項ノ記事カ有罪判決ヲ受クルニ至ラハ該党ノ日本ニ於ケル勢力ハ将ニ地ニ墮チテ復タ起ツ能ハサル情態ニ陥ルヲ以テ彼レ黨員ハ如何ナル方法ヲ以テシテモ此窮境ヲ切り抜ケサルヲ得サルナリ、然レトモ内一致ヲ欠キ足並揃ハス黃興ハ宮崎寅藏ト盟約シテ勢力ヲ振ハントシ宋教仁ハ平山周ト相結シテヨリ以上ノ勢望ヲ得ントカメ章炳麟ハ学者タルノ故ヲ以テ偏狹ナル言論氣焰ヲ吐ントシ而シテ黃興ト宋教仁ハ密カニ通シテ偏狹ナル章炳麟ヲ孤立セシメ且ツ密カニ之ヲ追ハントスルノ情態アリ、茲ニ於テ黃興等ハ此窮極ヲ通セントスルニハ多数留学生ノ同情ニ訴ヘサルヘカラス、蓋シ從來ノ生活資本ハ留学生ノ寄与スル大部分ニアリ否ナ留学生ヲ強要シテ金員ヲ寄与セシメ居タルヲ以テナレハナリ、留学生ノ同情ヲ繋クニハ清国政府及日本政府カ革命党ヲ圧迫スルヲ証拠立テサルヘカラス、故ニ此事件ノ發生以來彼等ハ發生ノ原因カ日本政府ノ圧迫ノ結果及清国政府及公使館ノ探偵ノ所為ニアリト声言スルニ至レルナリ。

十、事態夫レ此ノ如シ、故ニ本件又ハ事前事実ノ放火ノ如キハ革命党内輪ノ魂研ニシテ外部ヨリノ所為ニアラスト云フモノモアルモ強チ無稽ナル臆測ニアラスト信セサルヲ得ス、今ヤ本犯罪ヲ汪公権ノ所為ナリト断スル底ノ資料ナク且ツ事件發生後革命黨員ノ密告ニ係ルモノ多クハ牽強附会ノ事実又ハ捏造事実ニシテ単ニ彼等ノ行動上ニ於ケル利益ヲ齎スノ傾キアリ、依テ本件ハ断然仮予審処分ヲ止メ爾後普通ノ搜查処分トシテ緊厲スルヲ得策ナリト確認ス 以上。

かくて日本側警察当局の大がかりな捜査にもかかわらず、容疑者たる汪公権即ち汪沛名徐福が十一月三十日の鄧誠意こと湯増壁のニコチン毒殺未遂事件の直後たる十二月四日山口丸で上海にむけ長崎を出帆していったため結局、事件は迷宮入りとなったわけである。それにしてもこの報告は民報封禁事件の在日革命派に与えた打撃の深刻さ、光緒帝西太后死去直後における清朝の革命派對策、十月乃至十一月にいち早く上海に去った劉光漢と大杉榮らとの関係が具体的に浮彫りされていて面白い。

- 23) 拙稿「社会主義講習会と政聞社」東洋学報 第五十一卷 第三号 参照。
- 24) 曼殊大師全集 香港正風書店 所収。なお同書「曼殊大師年譜」も併照。
- 25) 曼殊大師全集「式文集二書信甲青年時的書信」所収。
- 26) さらに「答劉三書」 民元前五年 十二月二十九日上諭に「劍妹十五回郷、云一週可返、今餘半月尚未来、殊邑邑」とあり、これを(白)の書簡に「聞妹將赴金陵、想近日已在塗也」とあるのにてらせば一九〇七年のものであることはまず誤りないであろう。
- 27) 註25と同じ。
- 28) 太炎先生自定年譜 光緒三十年、三十一年を民報誌上の諸説論(五無論、大乘仏教縁起説など)に併照。
なお章炳麟の思想については 小野川 秀英 「章炳麟の排滿思想」 清末政治 近藤 邦雄 「章炳麟における革命思想の形成」 東洋文化研究所 併照。
- 29) 「民報関係雜纂」所収「外務省通商局長萩原守一あて平山周書翰 明治四十一年 一月二十四日」。
拜啓 別紙領収書差上申候 間御落掌被下度候、章炳麟に関する風説は牛込署の平沢巡查が何処よ

りか聞込みたりとて宮崎寅藏に話し宮崎が夫は平山が外務省より詐取し居るに相違なしと附加したるに起りたる由に付、本日牛込署長に面会致し候処署長は事実無根のものと思ふにより署長自ら外務省に至り小生の為めに弁明すべしとの事に候間一寸御報告申上候
内田君へは早速書状差出し可申候 草々敬具 十一月廿四日 平山周拜
萩原老台

とあり、この平山書簡を「乙秘第一二七二号<章炳麟=就テ>」に併照。

- 30) 「乙秘第一二七二号<章炳麟=就テ>」。
- 31) 「乙秘第一二四六号<清国革命党员ノ奮動>」所収。
- 32) 註25と同じ。
- 33) 「曼殊大師伝」註25の「青年時的奮倍」革命逸史^{複製}「蘇曼殊之真面目」併照。
- 34) 「清末政治思想研究」所収「章炳麟の排満思想」。
- 35) このいみで「曼殊大師伝」にいう一九〇八年四月における章炳麟劉光漢の「交悪」と曼殊の關係が注目される。何故なら「致劉三書」^{民國前四年に四月八日}
「蓋近日心緒乱甚，太少兩公又有齟齬之事，而少公舉家遷怒於余，余現已遷出，飄泊無以為計，欲返粵一轉，奈無資斧何…然後設法南行，濁世昌披，非速引去，有嘔血死耳」
とあり、「交悪」の内容は不明ながら印度行を悲願しつつも資金の欠如に悩む蘇曼殊と何にか関係ありとみられるからである。章炳麟の張之洞端方への金銭哀乞には民報經營の資金ぐりや蘇曼殊の旅費捻出等が主たる動機であったのではあるまいか。
- 36) 拙稿「革命評論について」^{日本近代史学創刊号}、「社会主義講習会と政聞社」東洋学報^{第五十一卷 小野川秀英 第三号}「劉師培無政府主義」^{東方学報 第三卷 第六号}併照。
- 37) 革命逸史^{第二集}「記劉光漢奕節始末」同^{第三集}「劉光漢事略補述」併照。なお「黄克強先生年譜稿^{民國紀元前五年 一九〇七年}」五月の項、「國父年譜^{複製 民國前五年}」正月二十日^{三月四日}の項も参照。